

(参考様式第3号)

環資産第357号
令和8年4月22日

株式会社ヤマト
代表取締役 吉田 孝幸 様

さいたま市長 清水 勇人



意見書に記載された意見の概要について（通知）

事業計画書等に対する意見の概要について、さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第9条第3項の規定により、通知します。

事業計画書の收受年月日及び文書番号	令和8年3月2日 第3297号
産業廃棄物処理施設の設置等の場所	さいたま市岩槻区大字鹿室字薄倉 1番1、1番4 以上2筆

意見の概要

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第9条第1項に規定する意見書の提出期間において、当該事業計画書等に対する関係住民等からの意見書の提出はありませんでした。

については、同条例第10条（見解書の提出）及び第11条（見解書の周知等）の規定に基づく手続は要しないことを申し添えます。

担当 環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課
審査係 安井、須永
直通 048-829-1608
FAX 048-829-1933
E-mail sangyo-haikibutsu-shido@city.saitma.lg.jp